

地域リハビリテーション検討部会の設置について

1 設置の理由

地域リハビリテーション連携指針の見直しについて、検討するため。

2 設置の根拠

地域リハビリテーション協議会運営要綱第5条第1項による。

3 構成員

地域リハビリテーション協議会運営要綱第5条第2項により、9名以内とし、会長が指名した者とする。

4 設置期間

平成27年5月1日から平成28年3月31日までとする。

5 事務局

地域リハビリテーション協議会運営要綱第6条により、健康づくり支援課に置く。

(参 考)

地域リハビリテーション協議会運営要綱(抜粋)

(検討部会)

第5条 協議会に、次の検討部会を置くことができる。

(1)地域リハビリテーション検討部会

(2)その他協議会が必要と認める検討部会

2 検討部会の構成員は、9名以内とし、会長が指名した者とする。

3 検討部会は、構成員の互選により座長を置き、座長は検討部会の会務を総理する。

(事務局)

第6条 協議会・検討部会の事務局を千葉県健康福祉部健康づくり支援課内に置く。